

著作権法施行令の一部を改正する政令案に関する意見

2009年3月12日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

ブルーレイディスク規格による録画機器及び記録媒体を私的録音録画補償金制度の対象とすることに関しては、同制度が予定していたアナログチューナーを搭載しない機器であれば本来補償金支払義務の対象とすべきではないという理由で社団法人電子情報技術産業協会から反対の意見が出されている（アナログチューナーを搭載しないDVD録画機器でも同様な問題が生じる。）。この点については、文化庁と経済産業省との間で意見の一致をみていないようであるが、このような不明確、不安定な状態は法律制度としても国民生活上も決して好ましくないことは明らかである。そこで、政府として機能するよう両省が国民に納得できる内容で早急に意見を統一されるよう要望する。

なお、本意見は、今回の著作権法施行令の改正につき賛成又は反対の意見を述べるものではない。

第2 意見の理由

1 前提

著作権法30条2項はデジタル方式での私的録音録画については、これを行う者（ユーザー）が補償金を支払わなければならないものとしている。その上で、録音・録画機器や媒体の販売に当たり製造業者等が、補償金の支払いの請求や受領について協力しなければならないとされている（104条の5）。補償金の対象となる機器、媒体は政令で指定される（104条の4）。

2 経過

この私的録音録画補償金制度については、文化庁の文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会（主査：中山信弘東京大学名誉教授）において、私的録音録画と補償の必要性に関する考え方の変遷と将来における私的録音録画のあり方についての議論を経て、事務局から提出された著作権保護技術と補償金制度の関係の整理案、及びこれを踏まえた具体的な制度設計案について検討が行われ、関係者間の合意の形成を目指したが、著作権保護技術と補償の必要性の関係を巡る議論を中心に、関係者間の意見の隔たりが依然として大きいことが明らかとなり、補償金制度の見直しについて

一定の方向性を得ることができなかつた（平成21年1月 文化審議会著作権分科会報告書131頁参照。）。

また、平成20年6月には、文部科学省と経済産業省との間で、「現在のブルーレイディスクレコーダーがアナログチューナーを搭載しておりアナログ放送のデジタル録画が可能であることも踏まえ、暫定的な措置として、ブルーレイディスクに係る専用機器及び専用記録媒体を政令に追加する。」などという合意がされたとのことである。

3 パブリックコメント

- (1) 今回、文化庁から著作権法施行令の一部を改正する政令案が提出され、パブリックコメントが求められた。この政令案は、ブルーレイディスク規格にかかる機器、媒体を補償金の対象とすることを内容とするものである。
- (2) 今回の政令案に対して、社団法人電子情報技術産業協会等から、私的録音録画補償金制度は録音録画が自由なアナログ情報のデジタルコピーが問題とされたものであるところ、ブルーレイディスク録画機器のうち、アナログチューナーを搭載しない機器については対象とすべきではないことを明記すべきであるという意見が出されている。
- (3) この問題については、文化庁と経済産業省との間で意見の一致をみていないようであるが、私的録音録画小委員会でもすでに十分な議論がなされていることでもあり、いつまでも解決を先送りして政府として機能しないようであれば、国民にとって不安定な法的状態が継続することになり、法律制度としても国民生活上も決して好ましくないことは言うまでもない。両省が国民に納得できる内容で早急に意見を統一されるよう要望する次第である。

以上